

京都市訓令甲第 29 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第5条中「文化芸術政策監」を「会計管理者」に改め、「, デジタル化戦略監」を削り、「監察監」を「産業・文化融合戦略監, 文化芸術政策監, デジタル化戦略監」に改め、「観光政策監」の右に「, 木の文化・森林政策監, 新型コロナ対策・ワクチン接種統括監, 監察監」を加える。

附 則

この訓令は, 令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)